

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について

1 非常災害対策(条例第5条)

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や態様ごとの具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないこととしたものである。
- ③ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。
また「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づき消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「地域の自主防災組織」とは、自治会、町内会、青年団、婦人会など地域住民などによる地域単位の組織を表すものである。
また「協力体制の確立」とは、例えば避難訓練の合同実施や地域住民の数も踏まえた災害備蓄の確保などである。
- ⑤ 「広域的相互応援体制の整備及び充実」とは、被災していない他の施設等から職員派遣、必要物品等の提供、施設利用その他の必要な協力を得るための体制作りを求めることとしたものであり、例えば協定の締結などである。

2 従たる事業所の取扱いについて(条例第11条)

地域活動支援センターの運営は、原則として地域活動支援センターのサービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として運営することができる取扱いとする。

(1) 人員及び設備に関する要件

- ① 「主たる事業所」及び「従たる事業所」にはそれぞれ1人以上の専従の職員が確保されていること。
- ② 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用定員はそれぞれ6人以上であること。
- ③ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、施設長の業務の遂行上支障がないこと。

(2) 運営に関する要件

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- ⑤ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

3 出張所等の取扱いについて

地域活動支援センターの経営運営は、原則として地域活動支援センターのサービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、上記の2(2)の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて運営することができる取扱いとする。

4 暴力団関係者の排除(条例第20条)

条例第20条は、指定障害者支援施設を運営するにあたって、暴力団関係者を排除することを規定したものである。

なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者及び役員について、暴力団関係者が含まれてはならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはならないこととしたものである。